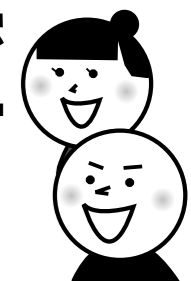


12月4日～10日は「人権週間」です!



人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える一週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りましょう。

そのためには、私たち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。人権のことについて相談のある方は、人権擁護委員・法務局・市役所人権施策課までお問い合わせください。

こんにちは！
人権擁護委員です

私たちは、皆さんの地域の身近な相談相手として活動しています。

相談は、「特設人権なんでも相談所」または自宅等でお受けいただけます。相談は無料で秘密は厳守しますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

☎(25)8524

いじめ、体罰、児童虐待、配偶者・パートナーからの暴力などの人権侵害をはじめ、あらゆる差別問題や家庭内、職場内、隣近所での問題。どこに相談すればよいかわからないけれど話を聞いて欲しいなど、さまざまな相談をお受け

市県民税(住民税) 扶養控除額が変わります



『所得控除から手当へ』の考えの下で見直された平成22年度税制改正に伴い、平成24年度から市県民税(住民税)の扶養控除が次のとおり変更されます。

○市県民税扶養控除 新旧比較表 改正箇所

区分	控除額 [改正前]	控除額 [改正後]			
配偶者控除	下記以外の控除対象配偶者	33万円	33万円		
	うち同居特別障害者	56万円			
老人控除対象配偶者(70歳～)		38万円	38万円		
	うち同居特別障害者	61万円			
扶養控除	下記以外の扶養親族	23歳～69歳	33万円	廃止	
	うち同居特別障害者		56万円		
	一般(年少)扶養親族	0歳～15歳	33万円		
	うち同居特別障害者		56万円		
	特定扶養親族	16歳～18歳	45万円		33万円
		うち同居特別障害者	68万円		
		19歳～22歳	45万円		
	老人扶養親族(70歳～)	うち同居特別障害者	68万円		45万円
		同居老親等以外の者	38万円		
		うち同居特別障害者	61万円		
障害者控除	同居老親等	45万円	38万円		
	うち同居特別障害者	68万円			
	一般の障害者	26万円			
	特別障害者	30万円	30万円		
	同居特別障害者(改正前：扶養控除等に23万円加算)	-	53万円		

子ども手当創設に伴い、年少扶養親族の扶養控除が廃止されます。
※ただし、年少扶養親族が障がい者の場合、障害者控除は今までと同じように適用されます。

高校授業料の無償化に伴い、特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ分(12万円)が廃止され、扶養控除額は33万円となります。

同居特別障害者加算の特例は、配偶者・扶養控除額に23万円を加算していましたが、扶養控除が変更されることにより、特別障害者控除に加算され、同居の特別障害者控除額は、53万円となります。

軽自動車税 納期限が5月末になります



平成24年度から、軽自動車税の納期限が4月30日から5月31日に変更になります。変更に伴い、納税通知書は5月中旬頃に発送しますので、5月下旬になっても納税通知書が届かない場合はお問い合わせください。(賦課期日は4月1日です。納期限が土・日・祝日の場合は、翌日、翌々日が納期限となります)

平成23年度の軽自動車税納税証明書の取り扱い

軽自動車税減免申請書の提出期限が5月に変更

●有効期限を6月20日に読み替えて対応

平成23年度軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限は平成24年5月21日となっておりますが、納期限の変更により、関係機関に対して、納税証明書の有効期限を平成24年6月20日に読み替えて対応するよう依頼していただきますので、発行済みの納税証明書をそのままご利用いただけます。

★有効期限を平成24年6月20日とした納税証明書の発行を希望される方はお手数ですが税務課にご請求ください。

納期限の変更に伴い、軽自動車税減免申請書の提出期限が5月24日(納期限の7日前)までとなります。

★軽自動車税の賦課期日は4月1日です。4月1日現在で障がい者本人が所有する軽自動車等が対象となりますのでご注意ください。

★軽自動車等を廃車される場合や車両を乗り換えられる場合は、4月1日までに名義変更等の手続きを済ませていただきます。 ※対象・要件等の詳しいことは、市ホームページ等でご確認ください。

【高島市の人権擁護委員】(敬称略)

氏名	住所	電話
中川 泰夫	マキノ町知内	(27) 0023
川原林 史子	マキノ町西浜	(28) 0475
澤田 愛子	今津町下弘部	(22) 0731
井上 浩一	今津町弘川	(22) 6153
洲崎 富士夫	今津町浜分	(22) 3359
石田 八重子	朽木市場	(38) 2420
久保 忠雄	朽木大野	(38) 2308
奥谷 喜美子	安曇川町田中	(32) 1022
川越 清司	安曇川町下小川	(32) 1091
徳村 明美	安曇川町下古賀	(33) 0516
釋迦 裕史	鹿ヶ瀬	(37) 0219
萬木 由利子	勝野	(36) 0539
栗原 靖	新旭町熊野本	(25) 2814
日花 滋子	新旭町藁園	(25) 2527

特設人権なんでも相談所

- 12月5日(月) 13時～16時
マキノ支所1階会議室、今津老人福祉センター
高島市役所1階会議室、朽木ふれあいセンター
安曇川ふれあいセンター2階、高島支所1階会議室
★「人権週間」のため6か所で開設します。
★相談所終了後、17時から平和堂今津店・あどがわ店で街頭啓発を行います!
- 1月11日(水) 13時～16時
高島市役所1階福祉相談室
- 2月8日(水) 13時～16時
高島市役所1階福祉相談室
- 3月14日(水) 13時～16時
高島市役所1階福祉相談室



こちらでも相談を受けています。お気軽にご利用ください。(相談無料・秘密厳守)
○大津地方法務局人権擁護課 ☎077(522)4673
○子どもの人権110番 ☎0120(007)110
○女性の人権ホットライン ☎0570(070)810